

就業不能保障特約(2022) 目次

(2022年4月実施)

第1編 用語の意義

第1条 用語の意義

第2編 この特約の締結に関する規定

第2条 特約の締結

第3条 特約の保険期間および保険料払込期間

第3編 この特約の保険給付に関する規定

第4条 給付金・年金の支払

第5条 給付金・年金を支払わない場合

第6条 就業不能年金の受取人によるこの特約上の権利
義務の承継

第4編 この特約の締結後の取扱に関する規定

第7条 総則

第8条 中途付加された特約の責任開始期

第9条 被保険者の死亡および特約の消滅

第10条 特約の更新

第11条 就業不能年金の支払事由発生後における重大事
由による解除

第12条 就業不能年金の支払事由発生後における特約の
社員配当金

第13条 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第14条 普通保険約款の規定の適用

就業不能保障特約(2022)

第1編 用語の意義

(用語の意義)

第1条 この特約条項において使用する次の各号の用語の意義は、それぞれ当該各号に定
めるとおりとします。

号	用語	意義
(1)	給付金支払期間	第4条（給付金・年金の支払）に定める就業不能給付金が支払 われる場合において、就業不能給付金の支払事由に該当した日 から起算して、その支払事由に該当した日の1年後の年単位の 応当日 ^{【備考1】} の属する月の前月20日までの期間をいいます。
(2)	年金支払期間	第4条（給付金・年金の支払）に定める第1回の就業不能年金 が支払われる場合において、第1回の就業不能年金の支払事由 に該当した日から起算して、被保険者の年齢が70歳となる年単 位の契約応当日の前日までの期間をいいます。

第1条 備考

【備考1】年単位の応当日

応当日がない月の場合は、
その月の末日とします。

第2編 この特約の締結に関する規定

(特約の締結)

第2条 この特約は、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出により、特約組立
型総合保険契約に付加して締結します。この場合、会社は、この特約が付加された特約
組立型総合保険契約の普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の告知義務に
関する規定にもとづき、契約者または被保険者に対しこの特約に関する告知を求めます。

(特約の保険期間および保険料払込期間)

第3条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めるものと
します。

第3編 この特約の保険給付に関する規定

(給付金・年金の支払)

第4条 この特約において、普通保険約款の保険金等の支払に関する規定に定める「支払事由」とは、第2項各号の給付金および年金ごとにそれぞれ当該各号に定める支払事由をいい、会社は、これらの支払事由が生じた場合に、この特約および普通保険約款の規定にしたがい、給付金または年金を支払います。

2 この特約の給付金および年金の名称、支払事由、支払額および受取人は、次のとおりです。

号	名称	支払事由	支払額	受取人
(1)	就業不能給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中に、次のアまたはイのいずれかに該当したとき。</p> <p>ア. 次の(ア)および(イ)とともに満たしたとき。</p> <p>(ア) この特約の責任開始^{【備考1】}期以後に生じた傷害または疾病^{【備考2】}（精神疾患（別表7）を除きます。以下本条において同じ。）を直接の原因とする入院（別表8）または在宅療養（別表9）をしていること（以下「就業不能状態A」といいます。）。</p> <p>(イ) 前(ア)の就業不能状態Aが該当した日からその日を含めて30日間継続したこと。</p> <p>イ. 次の(ア)および(イ)とともに満たしたとき。</p> <p>(ア) この特約の責任開始^{【備考1】}期以後に生じた精神疾患^{【備考3】}（別表7）を直接の原因とする入院（別表8）をしていること（以下「就業不能状態B」といいます。）。</p> <p>(イ) 前(ア)の就業不能状態Bが該当した日からその日を含めて30日間継続したこと。</p>	特約 給付金月額 × 12ヵ月分	普通保険約款に定める 傷害疾病給付受取人
(2)	第1回の就業不能年金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中に、次の(ア)および(イ)とともに満たしたとき。</p> <p>(ア) 就業不能状態Aに該当したこと。</p> <p>(イ) 前(ア)の就業不能状態Aが該当した日からその日を含めて1年間継続したこと。</p>	特約 給付金月額 × 12	普通保険約款に定める 傷害疾病給付受取人
	第2回以後の就業不能年金	被保険者が、年金支払期間中に到来する、第1回の就業不能年金の支払事由に該当した日の年単位の応当日に生存しているとき。	特約 給付金月額 × 12	

3 就業不能給付金および就業不能年金の受取人を前項に定める者以外の者に変更することはできません。

第4条 備考

【備考1】責任開始

この特約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。

【備考2】傷害または疾病

被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見）のないものは除きます。

【備考3】精神疾患

被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見）のないものは除きます。

【備考4】就業不能給付金の受取人

被保険者が死亡した場合で、かつ就業不能給付金の受取人が被保険者と同一人であるときは、被保険者の死亡時における法定相続人とします。なお、当該法定相続人が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

【備考5】この特約の締結の際

この特約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際とします。

【備考6】先発支払事由

先発支払事由が複数の場合は、それらのうち最も早く発生した先発支払事由とします。

【備考7】次の払込期月

払込期月の初日から契約応当日の前日までに第1回の就業不能年金の支払事由に該当したときは、その払込期月とします。

- 4 就業不能給付金の支払方法は、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) 就業不能給付金は、給付金支払期間の初日の属する月から給付金支払期間満了の日の属する月までの月ごとに特約給付金月額を支払います。
 - (2) 就業不能給付金の支払の時期は、次に定めるとおりとします。
 - ア. 給付金支払期間の初日の属する月に対応する就業不能給付金（以下「1カ月目の就業不能給付金」といいます。）は、第2項1号に定める就業不能給付金の受取人からの請求により、普通保険約款に定める保険金等の請求手続、支払の時期および場所に関する規定にしたがって支払います。
 - イ. 給付金支払期間の初日の属する月の翌月以後の各月に対応する就業不能給付金は、それぞれ各月の20日（以下「支払基準日」といいます。）が到来するごとに支払います。ただし、支払基準日が前アの規定による1カ月目の就業不能給付金の支払期限よりも前に到来していたときは、その支払期限までに支払います。
 - (3) 次の場合には、前2号の規定にかかわらず、第2項第1号に定める支払額からすでに支払った就業不能給付金の額を差し引いた金額を一時に就業不能給付金の受取人【備考4】に支払います。
 - ア. 給付金支払期間中に被保険者が死亡したとき。
 - イ. 給付金支払期間中に普通保険約款に定める重大事由が生じたことによりこの特約が解除されたとき。
 - ウ. 第9条第2項第1号の規定によりこの特約が消滅した後、給付金支払期間中に就業不能給付金の受取人について普通保険約款に定める重大事由が生じたとき。
- 5 就業不能給付金および就業不能年金の支払にあたっては、第2項および前項の規定によるほか、次の各号に定めるところによります。
- (1) 被保険者が、この特約の責任開始【備考1】期前に発病していた疾病を原因として、この特約の責任開始【備考1】期以後に入院（別表8）または在宅療養（別表9）をした場合でも、会社が、この特約の締結の際【備考5】に、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾したときは、その疾病はこの特約の責任開始【備考1】期以後に発病したものとして取り扱います。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) この特約の保険期間満了の日からその日を含めて30日以内に、第2項第1号の支払事由中のアまたはイに定める事由に該当した場合には、この特約の保険期間満了の日に就業不能給付金の支払事由に該当したものとみなして取り扱います。
 - (3) 就業不能給付金の支払は、「特約給付金月額×12カ月分」を1回とし、この特約の保険期間を通じて10回を限度とします。ただし、就業不能状態Bによる給付金の支払は、この特約の保険期間を通じて1回のみとします。
 - (4) 給付金支払期間中または給付金支払期間満了の日からその日を含めて30日以内に就業不能給付金の支払事由が発生した場合、会社は、その支払事由が発生しなかったものとみなし、就業不能給付金を支払いません。ただし、給付金支払期間満了の日以前に開始した就業不能状態Aまたは就業不能状態B（以下就業不能状態Aと就業不能状態Bをあわせて「就業不能状態」といいます。）が、給付金支払期間満了の日からその日を含めて30日を経過した日まで継続した場合には、その日に就業不能給付金の支払事由が発生したものとみなして取り扱います。
 - (5) 会社がすでに就業不能給付金を支払った場合で、その支払事由（以下本号において「後発支払事由」といいます。）よりも前に次表に定める先発支払事由が発生していたことが判明したときは、その先発支払事由は発生していなかったものとみなします。ただし、後発支払事由の給付金支払期間中または給付金支払期間満了の日からその日を含めて30日以内に発生した就業不能給付金の支払事由に対する前号の規定の適用にあたっては、先発支払事由【備考6】による就業不能給付金が支払われ、後発支払事由による就業不能給付金は支払われなかつたものとみなして取り扱います。

先発支払事由

その支払事由に対して就業不能給付金を支払うこととした場合に、その給付金支払期間中または給付金支払期間満了の日からその日を含めて30日以内に後発支払事由が発生することとなる就業不能給付金の支払事由。ただし、その給付金支払期間満了の日からその日を含めて30日を経過した日まで後発支払事由の原因となった就業不能状態が継続していた場合を除きます。

- (6) 30日以上継続した就業不能状態Aが終了した日の翌日からその日を含めて30日以内に、被保険者が再び就業不能状態Aに該当し、その就業不能状態Aが該当した日からその日を含めて30日間継続した場合には、それらを継続した就業不能状態Aとみなして第2項第2号の規定を適用します。
 - (7) 被保険者が第1回の就業不能年金の支払事由に該当し、会社が就業不能年金を支払う場合には、その支払事由発生時以後に就業不能給付金の支払事由が発生しても、会社は就業不能給付金を支払いません。
 - (8) 会社が第1回の就業不能年金を支払った場合には、その後に別の支払事由による第1回の就業不能年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - (9) 就業不能年金の受取人が被保険者とは別に定められている場合で、就業不能年金の支払事由の発生後にその受取人が死亡したときは、その死亡した受取人の死亡時の法定相続人を就業不能年金の受取人とします。この場合、本号の規定により就業不能年金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。
- 6 会社が第1回の就業不能年金を支払った場合には、次の払込期月^{【備考7】}以後のこの特約の特約保険料の払込は不要とします。

(給付金・年金を支払わない場合)

第5条 前条第2項に定める就業不能給付金または第1回の就業不能年金の支払事由に該当した場合でも、次の免責事由に該当するときは、会社は、前条の就業不能給付金または就業不能年金を支払いません。

就業不能給付金・第1回の就業不能年金の免責事由

次のいずれかにより被保険者が就業不能状態Aによる就業不能給付金の支払事由または第1回の就業不能年金の支払事由に該当したとき。

- ア. 契約者または被保険者の故意または重大な過失
- イ. 傷害疾病給付受取人が被保険者とは別に定められているときは、その者の故意または重大な過失
- ウ. 被保険者の犯罪行為
- エ. 被保険者の精神障害の状態^{【備考1】}を原因とする事故
- オ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- カ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- キ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ク. 被保険者の薬物依存^{【備考2】}
- ケ. 被保険者の妊娠・出産等^{【備考3】}
- コ. 地震、噴火または津波
- サ. 戦争その他の変乱

2 被保険者が傷害疾病給付受取人の故意または重大な過失によって就業不能給付金の支払事由に該当した場合でも、その受取人が就業不能給付金の一部の受取人であるときは、就業不能給付金のうちその受取人が受け取るべき金額を除いた残額を他の傷害疾病給付受取人に支払います。

3 被保険者が傷害疾病給付受取人の故意または重大な過失によって就業不能年金の支払事由に該当した場合でも、その受取人が就業不能年金の一部の受取人であるときは、就業不能年金のうちその受取人が受け取るべき金額を除いた残額を他の傷害疾病給付受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金^{【備考4】}を契約者に支払います。

4 被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって就業不能給付金または就業不能年金の支払事由に該当した場合でも、その原因によって支払事由に該当した

第5条 備考

【備考1】精神障害の状態

精神疾患(別表7)の診断の有無にかかわらず、自由な意思決定ができないかまたはその能力が著しく減退した状態をいいます。

【備考2】薬物依存

平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

【備考3】妊娠・出産等

平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、O00からO99までに規定される内容によるものとします。

被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、就業不能給付金または就業不能年金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

【備考4】責任準備金

責任準備金は、この特約の経過年月数（経過年月数が特約保険料が払い込まれた年月数をこえている場合は、特約保険料が払い込まれた年月数）によって計算します。

(就業不能年金の受取人によるこの特約上の権利義務の承継)

- 第6条** 第4条の第1回の就業不能年金が支払われる場合、就業不能年金の受取人は、第1回の就業不能年金の支払事由が生じた日に、契約者のこの特約上的一切の権利義務を承継するものとします。
- 2 前項の規定により就業不能年金の受取人がこの特約上の権利義務を承継した場合には、会社は、年金証書を就業不能年金の受取人に発行します。

第4編 この特約の締結後の取扱に関する規定

(総則)

- 第7条** 第3編（この特約の保険給付に関する規定）の規定のほか、この特約が締結されてから消滅するまでのこの特約の取扱については、本編に定めるところによります。

(中途付加された特約の責任開始期)

- 第8条** 普通保険約款の会社の責任開始期に関する規定にかかわらず、特約組立型総合保険契約の締結後に当該保険契約に付加されたこの特約については、会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。
- (1) 会社が、この特約の付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合 この特約の第1回保険料を受け取った時
 - (2) 会社が、この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の付加を承諾した場合 次のいずれか遅い時
 - ア. この特約の第1回保険料相当額を受け取った時
 - イ. 被保険者に関する告知を受けた時

(被保険者の死亡および特約の消滅)

- 第9条** 第1回の就業不能年金の支払事由が生じる前に被保険者が死亡した場合には、次の各号の場合を除き、この特約の責任準備金^{【備考1】}を普通保険約款に定める死亡給付受取人に支払います。
- (1) 契約者が故意に被保険者を死亡させたとき。
 - (2) 死亡給付受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（前号に該当する場合を除きます。）。この場合には、この特約の責任準備金^{【備考1】}を契約者に支払います。ただし、死亡給付受取人が2人以上いる場合で、その一部の受取人の故意によるときは、この特約の責任準備金^{【備考1】}のうち、その受取人に対して支払わない部分については契約者に支払い、残額は他の死亡給付受取人に支払います。
- 2 次の各号のいずれかに該当した場合には、この特約は消滅します。
- (1) 就業不能給付金の支払回数がこの特約の保険期間を通じて10回に達したとき。この場合、この特約は、10回目の就業不能給付金の支払事由が生じた時に消滅します。
 - (2) この特約の最終の就業不能年金が支払われたとき。
- 3 普通保険約款に定める保険金等の請求手続、支払の時期および場所に関する規定は、第1項の場合に準用します。

第9条 備考

【備考1】責任準備金

責任準備金は、この特約の経過年月数（経過年月数が特約保険料が払い込まれた年月数をこえている場合は、特約保険料が払い込まれた年月数）によって計算します。

(特約の更新)

- 第10条** 第1回の就業不能年金の支払事由が生じる前にこの特約の保険期間が満了する場合、契約者が、保険期間満了の日の2カ月前までにこの特約を更新しない旨を会社に書面で通知しない限り、保険期間満了の日の翌日に、この特約（保険期間満了の日までの特約保険料が払い込まれている場合に限ります。）は更新して継続されます。ただし、次

のいずれかに該当する場合には更新できません。

(1) この特約の保険期間を歳満期で定めているとき。

(2) 更新後の特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が70歳をこえるとき。

(3) この特約の更新時に、会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき。

2 更新後のこの特約の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。ただし、前項第2号に該当する場合には、更新後の保険期間を被保険者の年齢が70歳に到達する契約応当日の前日まで短縮して更新します。

3 前項の規定にかかわらず、契約者から特に申出があったときは、会社の定める範囲内で前項の更新後の保険期間を変更して更新することができます。

4 更新日は、更新前の特約の保険期間満了日の翌日とし、更新後のこの特約の特約保険料は、更新日の被保険者の年齢によって計算します。

5 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、次のとおり取り扱います。

(1) 保険料払込の猶予期間については、普通保険約款の保険料の払込の規定を適用します。

(2) 本項の保険料については、普通保険約款の保険料の自動貸付の規定は適用しません。

6 前項の保険料がその猶予期間満了日までに払い込まれなかったときには、この特約は、更新前の特約の保険期間満了日の翌日にさかのぼって消滅します。

7 この特約が更新された場合には、次の各号のとおり取り扱います。

(1) 更新後のこの特約について、第4条（給付金・年金の支払）および前条第2項第1号の規定、この特約とあわせて付加されている特約の保険料の払込免除の規定ならびに普通保険約款の告知義務違反による解除の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

(2) 更新後のこの特約には、更新日における特約条項および保険料率を適用します。

(3) 会社は、契約者に対して新たな保険証券は発行しません。

8 この特約の更新の際、契約者は、会社の定める範囲でこの特約の特約給付金月額を減額することができます。この場合、契約者は、この特約の保険期間満了日の2ヵ月前までに会社に申し出てください。

9 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号および第2号の規定に該当しない場合には、会社がこの特約と同種の他の特約の付加を取り扱っているときに限り、更新の取扱に準じて、会社の指定するこの特約と同種の他の特約を更新時に付加します。この場合、第7項第1号の規定を準用し、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

10 この特約が付加された保険契約において指定年齢が指定されている場合で、その年齢が70歳を下回るときは、第1項および第2項の規定中、「70歳」とあるのを「指定年齢」と読み替えます。

(就業不能年金の支払事由発生後における重大事由による解除)

第11条 会社は、この特約について、第1回の就業不能年金の支払事由が生じた後に次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。

号	重大事由
(1)	<p>被保険者または就業不能年金の受取人が、次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。 イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。 ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。 エ. 就業不能年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
(2)	<p>この特約が付加されている特約組立型総合保険契約（当該保険契約に付加されている他の特約を含みます。）または他の保険契約（被保険者または就業不能年金の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されることなどにより、会社の被保険者または就業不能年金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合</p>

- 2 前項第1号のみに該当したことによりこの特約を解除する場合で、前項第1号アからオまでに該当したのが就業不能年金の受取人のみであり、その該当した受取人が就業不能年金の一部の受取人であるときは、この特約のうちその受取人に関する部分のみを解除するものとします。この場合、第3項の規定はその解除した部分について適用します。
- 3 第1項によりこの特約を解除した場合、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた事由によるこの特約の就業不能年金の支払をしません。また、この場合に、すでに就業不能年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- 4 本条によるこの特約の解除は、就業不能年金の受取人に対する通知によって行ないます。

(就業不能年金の支払事由発生後における特約の社員配当金)

- 第12条** 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金中から、毎事業年度末に、第1回の就業不能年金の支払事由に該当した日の年単位の応当日が次の事業年度中に到来する特約に対して、会社の定める方法で計算した社員配当金を割り当てます。
- 2 前項により割り当てた社員配当金は、次の事業年度の就業不能年金の支払日に、特約年金とともにその受取人に支払います。

(法令等の改正に伴う支払事由の変更)

- 第13条** 会社は、就業不能給付金または就業不能年金の支払事由（第4条）にかかる法令等の改正による公的医療保険制度（別表10）の改正があり、その改正が就業不能給付金または就業不能年金の支払事由に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、就業不能給付金または就業不能年金の支払事由を変更することができます。
- 2 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下「変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由を改めます。
 - 3 本条の規定により支払事由を変更する場合には、変更日の2カ月前までに契約者にその旨を通知します。

(普通保険約款の規定の適用)

- 第14条** この特約に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものとします。